

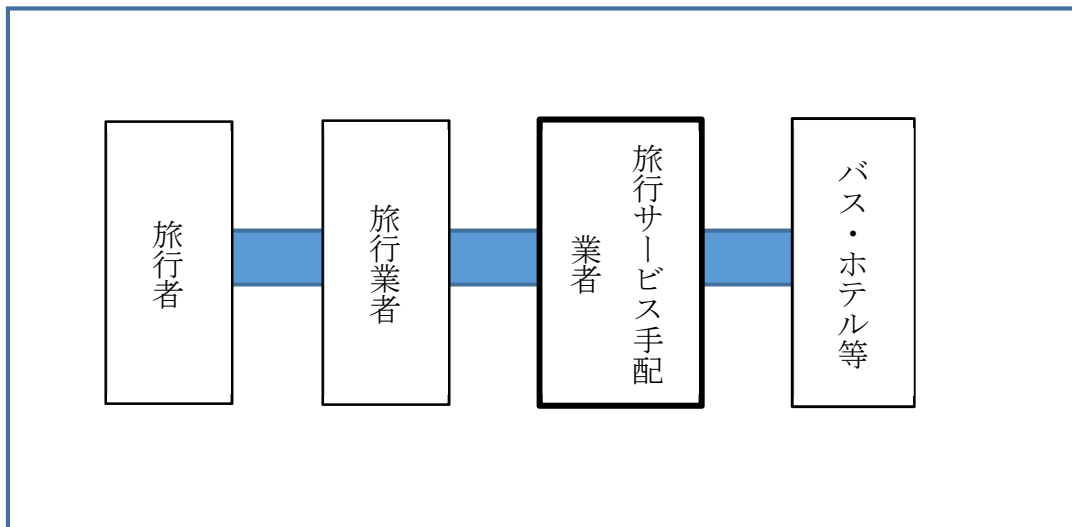
# 旅行サービス手配業新規登録説明書

## ●旅行サービス手配業とは

「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を行う事業をいう。(旅行業法第2条第6項)

[旅行業者と旅行サービス手配業者等との関係]

旅行サービス手配業者:旅行業者から委託を受け、運送手段や宿泊施設等を手配する者



---

千葉県商工労働部観光企画課 観光事業・団体支援班

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号 県庁本庁舎15階

電話: 043 (223) 2414 FAX: 043 (225) 7345

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/kankou/annai/index.html>

## 1. 旅行サービス手配業登録制度

- (1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第23条)
- (2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第24条)
- (3) 登録を受けずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。(旅行業法第74条)

## 2. 登録条件(登録拒否について)

申請者が、登録拒否条項(下記事項)に該当する場合は、その登録は拒否される。

(旅行業法第26条)

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していない者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)から(4)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記(1)から(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第28条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

### 3. 新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が、千葉県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的(定款・履歴事項全部証明書共に)について、下記事項に注意のこと。

『商号』	既存登録の旅行者・旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者との類似商号をさけるため、申請書提出前に千葉県観光企画課(043-223-2416)まで電話等で確認のこと。
『目的』	『旅行サービス手配業』又は『旅行業法に基づく旅行サービス手配業』とすること。

- (3) 総合又は国内の旅行業務取扱管理者試験に合格した者、若しくは旅行サービス手配業務取扱管理者研修課程を修了した者を選任すること。(旅行業法第28条)
  - ①1営業所につき1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者(常勤専任で就業のこと。)を選任すること。
  - ②従業員数が10人以上の営業所においては、複数の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。  
(旅行業法施行要領 第九 旅行サービス手配業務取扱管理者)

### 4. 申請に必要な書類

別表「旅行サービス手配業登録申請書類一覧表」のとおり。

[注意事項]

#### ・事業の目的について

申請書類のうち、定款(写)又は寄附行為(写)及び履歴事項全部証明書の事業の目的は「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」としてください。ただし、申請までに登記が間に合わない場合、申請時に別途誓約書及び目的変更の株主総会の議事録(写)を提出し、後日変更登記後の履歴事項全部証明書を提出する条件で申請を受け付けることができます。

### 5. 標準処理期間(申請受付から登録通知までの期間)

- (1) 全ての書類が整った上で、申請受付から登録通知までの標準処理期間は60日としています。  
申請にあたりましては、必ず事前予約をお取り頂いてから御来庁頂きますようお願い致します。
- (2) 申請当日は登録手数料として、千葉県収入証紙15,000円を納めていただきますので、予め御用意くださいますようお願い致します。

※登録を受けずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により罰せられますので御注意願います。

## 6. 登録後の留意点

(1) 登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

(旅行業法第27条第1項)

## 7. 申請書の提出(事前相談を含む)の予約について

新規登録申請(相談)は予約制につき、事前に電話で予約の上お越しく下さい。

なお、登録申請の際には、旅行サービス手配業務取扱管理者もお越し頂きますようお願い致します。

[連絡先]

千葉県商工労働部観光企画課 観光事業・団体支援班

電 話:043(223)2414 F A X:043(225)7345

M a i l:kanko-s@mz.pref.chiba.lg.jp